

特定非営利活動法人 日本消化管 CT 技術学会 定款

新旧対照表

新	旧
<p>第2章 会員 （会員の資格の喪失）</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) ～ (2) （略）</p> <p>(3) 継続して<u>3年</u>以上会費を滞納したとき。</p> <p>(4) （略）</p>	<p>第2章 会員 （会員の資格の喪失）</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) ～ (2) （略）</p> <p>(3) 継続して<u>1年</u>以上会費を滞納したとき。</p> <p>(4) （略）</p>